

令和 8 年度 宇治市における障害者就労施設等からの
物品等の調達に関する推進方針

第 1 目的

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の需要の増進を図ることが重要である。

このため、宇治市においては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、障害者就労施設等が供給する物品等の調達を一層推進する。

第 2 適用範囲

本方針の適用範囲は、宇治市の全ての機関が障害者就労施設等に発注する物品等の調達とする。

第 3 障害者就労施設等の範囲

本方針の対象となる障害者就労施設等は、法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等とする。

第 4 令和 8 年度調達目標

令和 8 年度の調達目標を次のとおりとする。

物品・役務	1，500 万円
-------	----------

第 5 調達を推進する物品及び役務

調達を推進する物品等は次のとおりとし、出来る限り幅広い分野から調達するよう努める。

- （１） 物品
- ・ 食品類（弁当、菓子、パン等）
 - ・ 日用品・雑貨類（被服、工芸品、手芸品等）
 - ・ 農作物（野菜、花、米等）
 - ・ その他提供可能な物品

(2) 役務

- ・印刷物（封筒印刷等）
- ・軽作業（袋詰め、封入、シール貼り、空き缶分別等）
- ・清掃・除草
- ・その他提供可能な役務

第6 物品等の調達推進方法

物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、調達の推進のために必要な情報を、担当窓口より、市の全ての機関に提供する。

(2) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

- ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。
- イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努める。

第7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を市ホームページ等により公表する。

第8 その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。
- (2) この調達方針に関する担当窓口は、福祉こども部障害福祉課とする。